

公表日：2023年6月30日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	71%
正規職員	73%
非正規職員	79%
正規職員 (医師除く)	85%

対象期間：令和4年事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

賃金：基本給、各種手当、賞与等を含み、退職手当を除く

正規職員：医師を含む

非正規職員：パートタイマー、嘱託職員、非常勤医師、スポット医師を含む

差異についての補足説明

- ・全労働者、正規職員、非正規職員全てにおいて賃金の高い医師を含むと、医師は男性の割合が高いため、格差が生じていると考えられる。
- ・非正規職員については、男性の方が労働時間が長い傾向にあること、また男性に賃金が高い嘱託職員が多くいることが格差の原因だと思われる。
- ・医師を除いた正規職員で賃金の割合を算出したところ、上記3区分よりは格差が減少する。しかしながら、子育て中の女性が多いため、育児短時間勤務利用者や夜勤業務の制限等で賃金が男性より低くなる傾向にある。